

# 環境法令シリーズ研修会



- 日時 平成21年1月20日、1月28日 13:30～17:00
- 場所 滋賀県甲賀県事務所、ライズヴィル都賀山
- 共催 滋賀県南部振興局 環境課  
滋賀県甲賀県事務所 環境課  
湖南・甲賀環境協会
- 参加者 南部会場 89名  
甲賀会場：63名 計152名
- 研修テーマ “土壌・地下水汚染対策”



昨年度より開催しています、環境法令シリーズは今回の6回目で完結になります。

今回は①土壌汚染対策法の概要②土壌汚染対策法と改正滋賀県公害防止条例との関連を研修の後、滋賀県立大学 環境科学部 川地 武教授をお迎えして、③環境管理と土壌・地下水汚染対策についてご講義いただきました。

受講者からは、大学の教授や行政の方による研修は有難い、講師の方の伝えようという熱意が伝わり、とてもよかったので今後も続けてほしい。また、改正滋賀県公害防止条例はいろんなケースによって対応が異なるため、一度ではなかなか理解しにくい複雑な条例なのでもう一度受講したいという要望が多く寄せられました。

## ■内容

### 1. 土壌汚染対策法の概要

講師：滋賀県南部振興局 環境課 竹田課長補佐



2. 土壌汚染対策法と改正滋賀県公害防止条例について  
講師：滋賀県琵琶湖再生課 小西副主幹

(抜粋)

改正滋賀県公害防止条例は

①指定有害物質（現在のところ土対法と同じ 25 物質）を現在使用している場合、監視井戸設置によるモニタリングと翌年 7 月 31 日までにその報告義務。

②指定有害物質使用の特定施設（条例の横出し施設 75 番～82 番）を廃止する時の調査義務。

③有害物質を特定施設で使用していた履歴のある工場は土地の形質変更時、土壌の調査義務。・・・等、新たに事業所で対応いただく制度が追加されました。

◆振興局で閲覧できる“指定有害物質使用地台帳”は有害物質使用特定施設を廃止した履歴のある土地が掲載されており、汚染のおそれがある土地として土地の形質変更をするとき、調査が必要な土地であることを示しています。

◆条例の解釈は難しいですが、定義に立ち返ると理解しやすいとのことでした。

いずれの場合も、様々なケースによって判断が必要な、非常に複雑な条例ですので指定有害物質をいつ、どれくらい、どんな施設で使用していたか、またはいつ特定施設を廃止したか等、を明確にして所轄の振興局に相談してほしいとのことでした。



3. 環境管理と土壌・地下水汚染対策

講師：滋賀県立大学 環境科学部 川地 武教授

土壌汚染の要因は過去・現在の操業によるもの、自然由来、もらい公害によるもの等があるが、現在の操業による汚染は環境管理による予防が可能である。

土壌汚染は地下水汚染と混同されたり、経済問題に転化されたり、土壌汚染のリスクの不理解、また、土壌を長期的に修復するという思考が欠如している問題がある。

また土壌汚染対策法は有害性（ハザード）の大きさのみで許容できない領域が決められているが、リスクは有害性（ハザード）の大きさ×暴露量によって、許容できない領域が決まるので、土壌汚染対策法で対策方法は使用用途別に本来は変えるべきである・・・というお話でした。

その後、監視井戸の構造や採水、地下水の賦存状態、実際の土質の柱状図の見方等の説明をいただき、土壌の浄化方法の実例、コスト等についても紹介いただきました。

最後に土壌の指定調査機関は全国で 1600 余りありますが、調査結果の信頼性やリスク評価、汚染原因の推定や判定、対策の妥当性等を評価する第三者評価のニーズが高まっており、Land-Eco 土壌第三者評価委員会の紹介がありました。



## 研修会での質問

Q1. 監視井戸を掘らないといけない条件は？

A1. 条例 29 条 5 にあるように、現在特定施設で指定有害物質を使用している場合義務があります。

ただ、現在使用していなくても過去に使用していた状況（指定有害物質の使用量や使用方法）により、汚染のリスクが大きい場合は、監視井戸により測定したほうがいいです。

“義務”の有無については、様々なケースによって異なるので、所轄の振興局に問い合わせてください。

Q2. 「環境管理と土壌・地下水汚染対策」の資料 P15 の地下水変動はいずれも地震後ですか？

A2. 地震前と地震後の地下水位の推移です。地震の 5.5 日前に地下水位が 2.5 センチ上昇し、地震直後に 7.5 センチ降下しているところから、地下水位の変動が地震予測にも利用できるというデータです。

Q3. 監視井戸の深さは県に相談すれば指定有害物質使用地台帳に基づいて指導してもらえるのか？

A3. 指定有害物質使用地台帳は有害物質使用特定施設を廃止した履歴のある土地が掲載されているもので、監視井戸の深さがわかるものではありません。

条例では、井戸の規格までは定めていません。

設置にあたっては、改正滋賀県公害簿防止条例に関する[Q&AのNo. 19](#)にある通り、井戸の堀削時に難透水層を破損しないように注意して設置してください。

監視井戸の設置等に関する考え方は下記 6 項目です。



### ◎監視井戸（第29条の5、規則第19条の3関係）

①原則として、有害物質使用特定施設の下流側に近接する地点（概ね20m以内）と敷地境界の2地点に設置

②第1難透水層より上の地下水を採取できるもの

③敷地が狭いため近接する地点と敷地境界地点が近接する場合（20m程度以内）には1地点であっても差し支えない。

④敷地内に有害物質使用特定施設が分散して（20m程度以上）設置されている場合には、それぞれの施設の下流側近傍に設置

⑤上記の条件を満たす井戸が既に存在する場合には、監視井戸として差し支えない。

⑥地下水水質の調査においては、基礎的な情報である水温、pHおよび電気伝導率を同時に測定

また井戸の設置の具体的事項については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」（（社）土壌環境センター）の「Appendix6-1」を参考にしてください。

なお、堀削予定の井戸が条例の条件に合致しているかどうかについては、行政も確認したいことから事前にご相談ください。また敷地や地盤等の物理的な制約で条例に定める条件の井戸が設置できない等の問題がある場合も行政に相談してください。

Q4. 土対法のただし書きの「変更なし確認書」を毎年提出しています。極端な話、永年もありうるのでしょうか？

A4. 工場の変更等あり、土壌の調査が必要になるまでずっと「変更なし確認書」は必要です。

〈事務局より〉研修会の内容を抜粋したものです。当日の研修資料が必要な方は郵送いたしますので、ご連絡ください。

湖南・甲賀環境協会事務局 [Konan99@poppy.ocn.ne.jp](mailto:Konan99@poppy.ocn.ne.jp)